

香川県建築設計業務等積算基準

(目的)

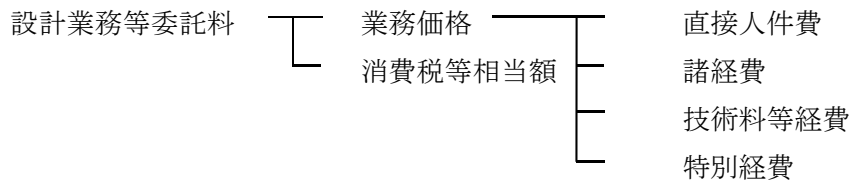
第1 この基準は、香川県の建築物及びその附帯施設に係る設計等の業務（建築物の設計、工事監理、耐震診断、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2 この基準は、香川県の建築物及びその附帯施設に係る設計等の業務に適用する。

(構成)

第3 設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。



(1) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間あたりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

(2) 諸経費

諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、うち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、設計業務等に課される消費税等の額とする。

(積算)

第4 設計業務等委託料は次式により積算するものとし、具体的な積算方法については、「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」の定めによる。

$$\begin{aligned} & (\text{設計業務等委託料}) = (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) + (\text{技術料等経費}) \\ & + (\text{特別経費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ & = (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \end{aligned}$$

附 則

1. この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1. この基準は、平成31年4月1日から適用する。